

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p><u>第7章 共同生活介護（第24条～第27条）</u></p> <p>第8章～第12章 [略]</p> <p>第13章 共同生活援助（第46条）</p> <p>第14章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（<u>第47条</u>）</p> <p>附則 （記録の整備）</p> <p>第10条 条例第77条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。 （1）～（5） [略] （6） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）第76条において準用する第40条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録 （指定短期入所事業所の定員の遵守）</p> <p>第20条 条例第109条第2号の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。 （1） 条例第100条第2項に規定する空床利用型事業所にあつては、当該空床利用型事業所を設置する施設の利用定員（<u>条例第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所</u>にあつては、<u>共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</u></p> <p>（2） [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p><u>第7章 削除</u></p> <p>第8章～第12章 [略]</p> <p>第13章 共同生活援助（第46条～<u>第51条</u>）</p> <p>第14章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（<u>第52条</u>）</p> <p>附則 （記録の整備）</p> <p>第10条 条例第77条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。 （1）～（5） [略] （6） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）第76条において準用する<u>省令</u>第40条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録 （指定短期入所事業所の定員の遵守）</p> <p>第20条 条例第109条第2号の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。 （1） 条例第100条第2項に規定する空床利用型事業所にあつては、当該空床利用型事業所を設置する施設の利用定員（<u>条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は条例第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>にあつては、<u>共同生活援助を行う住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</u></p> <p>（2） [略]</p>

第7章 共同生活介護

(支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用)

]

第24条 条例第130条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり条例第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者を支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定共同生活介護(条例第124条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの(指定共同生活介護事業所のサービス管理責任者の職務)

第25条 条例第133条第2号の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

(1) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(2) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(事業の運営についての重要事項)

第26条 条例第136条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

第7章 削除

第24条から第27条まで 削除

(6) 緊急時等における対応の方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には
当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要
事項

(準用)

第27条 第7条及び第10条の規定は、指定共同生活介護の事業
について準用する。この場合において、第7条中「第60条第
8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養
介護計画）」とあるのは「第141条において準用する条例第60条
第8項の規定による共同生活介護計画（条例第141条において
準用する条例第60条第1項に規定する共同生活介護計画）」と
、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介
護計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第
95条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中
「第67条」とあるのは「第141条において準用する条例第90条
」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第141条に
おいて準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78
条」とあるのは「第141条」と、同条第6号中「第76条」とあ
るのは「第154条」と読み替えるものとする。

(支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用
)

第46条 条例第198条の4第3項第2号の規則で定める費用は、
次に掲げる費用とする。

(1) 家賃（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という
。）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利
用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第
29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に
代わり条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事
業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家
賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第
5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなさ
れた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする
。）

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定共同生活援助（条例
第195条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）

において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活に
おいても通常必要となるものに係る費用であって支給決定
障害者に負担させることが適当と認められるもの
(指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者の職務)

第47条 条例第198条の6第2号の規則で定める職務は、次に掲
げる職務とする。

(1) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境
等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができ
よう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営
むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を
行うこと。

(2) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指
定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(事業の運営についての重要事項)

第48条 条例第199条の3の規則で定める事業の運営について
の重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受
領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応の方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には
当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要
事項

(準用)

(準用)

第46条 第7条、第10条及び第24条から第26条までの規定は、
条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業について準
用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定
による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」
とあるのは「第201条において準用する条例第60条第8項の規
定による共同生活援助計画（条例第201条において準用する条
例第60条第1項に規定する共同生活援助計画）」と、第10条第
1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と
、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条におい
て準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」

第49条 第7条及び第10条の規定は、指定共同生活援助の事業
について準用する。この場合において、第7条中「第60条第
8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養
介護計画）」とあるのは「第201条において準用する条例第60条
第8項の規定による共同生活援助計画（条例第201条において
準用する条例第60条第1項に規定する共同生活援助計画）」と
、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援
助計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第
201条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中
「第67条」とあるのは「第201条において準用する条例第90条

とあるのは「第201条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第201条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第213条」と、第24条第1号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者」とあるのは「第196条に規定する指定共同生活援助事業者」と、第25条第2号中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第201条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第50条 条例第201条の9の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
 - （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - （3） 入居定員
 - （4） 外部サービス利用型指定共同生活援助（条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - （5） 条例第201条の2に規定する受託居宅介護サービス事業者及び条例第201条の7第1項に規定する受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
 - （6） 入居に当たっての留意事項
 - （7） 緊急時等における対応の方法
 - （8） 非常災害対策
 - （9） 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - （10） 虐待の防止のための措置に関する事項
 - （11） 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
- （準用）

第51条 第7条、第10条、第46条及び第47条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第201条の12において準用する条例第60条第8項の規定による外部サービス利用型共同生活援助計画（条例第201条の12において準用する条例第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12に

<p>(準用) 第47条 [略]</p>	<p><u>において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第201条の12」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第213条の12」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用) 第52条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。